

戸田市郵便入札執行要綱

令和2年3月30日
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が締結する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）において、入札書を郵送等で提出する方法による入札（以下「郵便入札」という。）の執行に関し、戸田市契約規則（平成元年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 郵便入札の対象は、規則第10条第2項の規定により電子情報処理組織による競争入札によることとされた案件を除いたものから、市長が指定する。

(競争入札の公告等)

第3条 郵便入札による競争入札を執行しようとする場合は、規則第3条に規定する公告又は規則第18条に規定する通知（以下「公告等」という。）に、規則第4条に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載するものとする。

- (1) 入札書の提出方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の提出先
- (4) この要綱に違反して提出された入札書を無効とする旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、郵便入札に関し必要な事項

(費用の負担)

第4条 郵便入札における入札書の提出に係る郵便料については、競争入札の結果にかかわらず、郵便入札の参加者の負担とする。

(入札書の提出方法)

第5条 郵便入札の参加者は、入札書及び公告等により指定した必要書類（以下「入札書等」という。）を、第3条第2号の到達期限までに到達するよう一般書留、簡易書留、特定記録郵便、配達時間帯指定郵便、レターパック又は持参により提出しなければならない。

2 前項の規定により入札書等を提出する場合は、二重封筒を用いることとし、

内封筒に入札書等を封入し、件名、開札日時及び郵便入札の参加者の氏名（法人にあっては、名称）を記載し、封かんした上で郵送用の外封筒により提出するものとする。ただし、入札書等を持参する場合には、外封筒を省略し、内封筒のみで提出することができる。

3 前項の郵送用の外封筒は、宛名を「戸田市役所総務部管財入札課」とし、表側に「入札書在中」と朱書きするとともに、郵便入札の参加者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地及び名称）を記載しなければならない。

4 複数の案件の入札書等を1つの外封筒に封入し提出する場合は、内封筒は、必ず案件ごとに作成し封入するものとし、全ての案件の到達期限前に到達するように提出しなければならない。

（入札書の保管方法等）

第6条 入札書等が到達したときは、郵送用の外封筒を開封して入札書等を封かんした内封筒を確認し、これを開札日時まで管財入札課において厳重に保管するものとする。

2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の辞退）

第7条 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書等の到達後の入札辞退は認めないものとする。

（入札書の無効）

第8条 規則第12条に規定するもののほか、入札書等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

(1) 第3条第2号の到達期限までに到達しなかったとき。

(2) 第5条に規定する提出方法によらずに提出されたとき。

2 前項の規定により無効とされた入札書等は、返却しないものとする。

（開札への立会い）

第9条 郵便入札の参加者又はその委任状を持参した代理人（以下「入札参加者等」という。）は、開札に立ち会うことができる。

2 開札の立会いを希望する入札参加者等の有無にかかわらず、当該入札事務に関係のない職員が開札に立ち会うこととする。

（開札）

第10条 開札は、公告等に記載した日時及び場所において執行するものとする。

る。

- 2 開札の結果、落札すべき価格について同一価格の入札が2以上あるときは、落札決定を保留し、当該入札をした者（以下「同一価格者」という。）によるくじ引きにより落札者を決定するものとする。ただし、同一価格者の全員又はいずれかの立会いがいない場合には、別途くじ引き方法を通知し、実施するものとする。
- 3 前項の場合において、同一価格者は、くじ引きを辞退することはできない。
- 4 第2項本文の場合において、同一価格者がくじを引かないときは、同一価格者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 5 第2項ただし書の場合において、同一価格者が別途通知されたくじ引き方法に応じないときは、市長が別に定める方法により、落札者を決定するものとする。

（再度入札）

第11条 第1回目の開札において、予定価格の制限の範囲内の価格（最低制限価格を設けた場合は、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格）で入札した者がいないときは、別途日時及び場所を定め、再度入札を執行するものとする。

- 2 前項の再度入札は1回限りとする。ただし、入札の執行上必要と認める場合においてはこの限りでない。
- 3 第1項の再度入札に参加することができる者は、第1回目の入札において、予定価格を超える価格で入札をした者とする。ただし、当該入札が無効又は失格である場合は、再度入札に参加することができない。
- 4 第1項の再度入札の開札日時及び場所、入札書等の提出方法並びに到達期限については、前項の規定により再度入札に参加できるとされる者に対し、速やかに通知するものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、第1回目の開札状況により、再度入札を執行しない場合がある。

（落札者への通知等）

第12条 落札者を決定したときは、速やかにその旨を当該落札者に口頭又は書面により連絡するとともに、入札結果を公表するものとする。

（入札の延期等）

第13条 市長は、郵便入札において必要があると認めるときは、入札の延期

及び中止並びに取消しをすることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、郵便入札の執行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月18日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による、改正後の戸田市郵便入札執行要綱の規定は、施行日以後に公告等をした郵便入札について適用し、施行日前に公告等をした郵便入札については、なお従前の例による。